

## 平成 30 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 30 年 11 月 21 日 (水) 13 時 00 分～15 時 00 分  
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室  
出 席 者 : 坂本本部長、井上、萩原の各副本部長  
佐藤、村田、田村、北東、安田、増岡、岡、住谷、喜納、森下、  
米谷、富田、網代、宗像、工藤の各常任委員 計 18 名  
〈欠席(委任)〉森島副本部長、伊藤、望月、原の各常任委員 計 4 名  
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任含む)】により会議成立  
(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)  
〈事務局〉菊地部長、奈良課長、他少年団課員 7 名

設置規程第 18 条第 2 項により、坂本本部長を議長として、議事に入った。

### <議 案>

#### ○平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について《資料 P.1～2》

本年度のブロック会議は、2019 年度の活動計画・予算ならびに第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－に加えて、今後のスポーツ少年団指導者に関する内容を中心議題とし、全国 9 ブロック 6 会場で実施する旨を諮り、これを承認。

今後は主管県への開催協力依頼及び都道府県への開催案内を発信し、準備を進めていくこととした。

### <協議事項>

#### ○今後のスポーツ少年団指導者について《別添 1-1,1-2》

2018 (平成 30) 年 3 月、平成 29 年度第 2 回委員総会において、今後のスポーツ少年団指導者の養成の方向性が承認されたことを受け、スタートコーチ (スポーツ少年団) の養成カリキュラムや養成講習会プログラムの作成、関連するスポーツ少年団登録規程等の諸規程の改定等、2020 年 4 月からの改定された諸規程の施行に向けて、詳細な制度、規程の設計が必要になることから、今後のスポーツ少年団指導者に係る検討事項を以下 4 つに区分し整理した内容について協議。

- ・ スタートコーチ (スポーツ少年団) の養成
- ・ スポーツ少年団登録
- ・ スポーツ少年団指導者にかかる費用
- ・ スポーツ少年団認定育成員・認定員の新制度での位置付け

今後のスケジュールとして、本常任委員会での意見を踏まえ都道府県スポーツ少年団に意見聴取を行い、その意見も踏まえ 1 月末から始まるブロック会議でも協議することとした。

また、今年度末 (2019 年 3 月) の委員総会にて諸規程の改定等について審議するために、諸規程の改定案を文書にて通知することとした。

#### <主な意見>

- ・ 佐藤委員 : P.5 カリキュラムについては、現場指導者の意見と受け取ってよいか。現 (北海道) 場指導者がどのように理解するかということが一番重要である。指導者協議会でどのように理解されているかが重要であり、そこでしっかりと共有できていれば大丈夫であると思う。
- ・ 事務局 : 本年 6 月開催の全国スポーツ少年団指導者協議会で協議された内容であ

る。また、現在各ブロックで開催されているブロック指導者研究協議会でも協議していただくことになっている。

- ・ 住 谷 委 員 : 認定育成員研修会は、今年度 (2018 年度) で終了になるのか。  
( 四 国 )
- ・ 事 務 局 : そのようになる。
- ・ 喜 納 委 員 : スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター (以下、インストラクター) としての活動は、移行措置として 2019 年度から 4 年間の猶予期間を認めるという認識で良いか。また、インストラクター養成講習会の参加は自己負担になるのか。沖縄県からの講習会参加は自己負担金額が大きく、1 泊 2 日の旅費を捻出してまで講習会に参加する指導者がどれだけいるのか分からない。もしインストラクターがいなければ、県内の指導者が養成できなくなることを危惧している。
- ・ 事 務 局 : 移行措置についてはその認識で良い。講習会参加に係る自己負担金については、ご意見として承る。
- ・ 佐 藤 委 員 : スポーツ少年団登録料やスタートコーチの資格登録料等についてはどのような検討がされているか。  
( 北 海 道 )
- ・ 事 務 局 : スポーツ少年団登録料について、具体的な算定はしていないが現行の登録料を前提にしたいと考えている。スタートコーチ (スポーツ少年団) の資格登録料については、スポーツ少年団だけでは決められない。日本スポーツ協会指導者育成専門委員会と検討している最中である。
- ・ 佐 藤 委 員 : 資格取得の際の個人負担はある程度覚悟できると思うが、その後の 4 年ごとの資格更新料 (競技団体の公認スポーツ指導者資格) が割と高く感じている。スタートコーチ (スポーツ少年団) の資格登録料については公認スポーツ指導者制度に基づき設定されると考えてよいか。資格登録料の設定については、今後の指導者数の減少に繋がりがねない非常に重要なポイントである。ブロック会議までにある程度の方向性を固めなければ協議ができず、制度化できないのではないか。  
( 北 海 道 )
- ・ 北 東 委 員 : これまでの常任委員会でもある程度の案が提示されるべきであった。検討中とあるが、どこで検討されているのか分からない。スポーツ少年団の登録料とスタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会の受講料についての情報が分からなければ、市区町村や単位団に情報を共有することができない。  
また、これまで指導者資格を持たない指導者が約 30% 存在しているが、その人たちは単位団運営に携わるスタッフとして登録されるのか。
- ・ 事 務 局 : スタッフの位置づけはその認識で良い。
- ・ 北 東 委 員 : スタッフはスタートコーチ (スポーツ少年団) のどのような役割を担うのか。  
( 北 信 越 )
- ・ 事 務 局 : スタートコーチ (スポーツ少年団) は公認スポーツ指導者資格の位置づけであり、スタッフは単位団の中の役割の一つである。指導者として登録するには最低でもスタートコーチ (スポーツ少年団) の資格が必要となり、

指導者資格がなければスタッフとして単位団に登録することになる。

- ・ 北 東 委 員 ( 北 信 越 ) : P.12 記載の単位団の登録条件について、「20 歳以上の指導者またはスタッフの 2 名以上の登録が必要」と、「2 名以上の公認スポーツ指導者資格保有者の登録が必要」は、合わせて 4 名以上の指導者登録が必要ということか。
- ・ 事 務 局 : 20 歳以上の指導者またはスタッフが 2 名以上いれば登録可能である。指導者というのは公認スポーツ指導者のことを指すので、2 名以上の資格保有者がいれば登録条件を満たすことになる。また、新しいスポーツ少年団登録区分では、18・19 歳が指導者となることも考えられるため、単位団の運営に 20 歳以上のスタッフの方がいることが望ましいという理由で P.12 の 2 つの文言を併記する必要があると考えている。
- ・ 工 藤 委 員 ( 学 識 経 験 ) : 他の競技団体のスタートコーチを取得したからと言って、スポーツ少年団のスタートコーチを兼ねることはできないと思うが、両者を重複して取得する場合は、スポーツ少年団の専門科目を受講すればスタートコーチ(スポーツ少年団)を取得することが可能か。また、その場合はそれぞれの指導者証を保有することになるか。
- ・ 事 務 局 : 基本的にスポーツ少年団の専門科目は受講していただく必要がある。また、現時点で指導者証を 2 枚所有することになるのか、1 枚に複数の資格名称が併記されるのかは確定していない。
- ・ 工 藤 委 員 ( 学 識 経 験 ) : 複数の公認スポーツ指導者資格を取得する場合、登録料はどうなるのか。
- ・ 事 務 局 : 指導者資格の登録料については現時点で決まっていないが、現行の公認スポーツ指導者制度の考え方の中では上位資格の登録料を納めていただくことになっている。競技団体によっては個別の登録料を徴収している場合もあるが、複数の資格を保有している場合も基本登録料として 4 年間で 1 万円を納めていただいている。そのため、既に指導員以上の資格を保有している指導者については現在の登録料(4 年間で 1 万円)を納めていただくことになる。
- ・ 工 藤 委 員 ( 学 識 経 験 ) : 競技団体のスタートコーチとスポーツ少年団のスタートコーチを併せて取得する場合はどのようなことになるのか。
- ・ 事 務 局 : 基本的には現在の複数保有の場合と同様の考え方になると思う。
- ・ 北 東 委 員 ( 北 信 越 ) : 指導者資格の登録料は 4 年間で 1 万円という話が進んでいるのか、それともまったくそのような話ではないのか。また、その金額はいつ頃確定するのか。
- ・ 事 務 局 : スタートコーチ(スポーツ少年団)資格の登録料については、4 年間で 1 万円より低い金額設定をすることで話を進めたいと考えている。2019 年 3 月に開催される指導者育成専門委員会で決定する予定である。
- ・ 住 谷 委 員 ( 四 国 ) : 指導者、メンバー、スタッフの 3 種類の登録区分があるということか。そしてその 3 区分ともスポーツ少年団の登録料が発生するのか。また、この登録区分で言うとスポーツ少年団の「指導者」の有資格率は 100%に

なるのか。

- ・ 事務局 : 3 区分ともにスポーツ少年団の登録料を納めていただく。スポーツ少年団の指導者は公認スポーツ指導者資格保有者のみの登録となるので、有資格率は 100%となる。
- ・ 住谷委員 : 指導者とスタッフのスポーツ少年団登録料については、これまでの登録( 四 国 ) 料を踏襲するという理解で良いか。
- ・ 事務局 : 20 歳未満かそれ以上かという年齢による区分になる。
- ・ 北東委員 : インストラクターについても公認スポーツ指導者資格となるのか。また、( 北 信 越 ) これまで認定員には認定育成員資格取得を促してきたが、現行の認定育成員は必ずインストラクターを取得しなければいけないということか。認定育成員がインストラクターにならなければ県内の養成講習会は開催できない。
- ・ 事務局 : インストラクターはスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の講師をする際に必要なものなので、公認スポーツ指導者資格の中に位置づけられる資格ではない。また、認定育成員が必ずしも取得しなければいけないものではないが、講習会の運営や今までの認定育成員の役割を考えると、取得していただきたいと考えている。
- ・ 工藤委員 : 競技団体のスタートコーチを保有している方がスタートコーチ(スポーツ少年団)を取得する際、共通科目は再度受講しなければならないのか。
- ・ 事務局 : 資料のカリキュラムは案であり、共通科目と専門科目をセットで実施するか別々で実施するかについては、現在指導育成部会で検討している。例えば日本スポーツ少年団が指定する科目だけが受講できるような方法も検討できると思う。
- ・ 工藤委員 : ぜひその余地を残して検討していただきたい。  
( 学 籍 経 験 )
- ・ 安田委員 : 認定員の中で、スポーツリーダー資格保有者と非保有者は登録の際に区別( 東 海 ) されるのか。
- ・ 事務局 : 平成 17 年度の公認スポーツ指導者制度改定の時に、それまで認定員資格だけを保有していた指導者が、平成 18 年度にスポーツ少年団登録した際に、スポーツリーダー資格を付与している。

#### <報告事項>

##### 1. 日本スポーツ少年団常任委員(中国ブロック)の変更について《資料 P.3~4》

中国ブロック選出常任委員について、日本スポーツ少年団設置規程に基づき、委員総会構成員に対して文書にて新常任委員の選出の提案を行い、過半数の同意を得たことから、岡邦彦氏(山口県スポーツ少年団副本部長)を新たな常任委員として選出したことを報告。

##### 2. 平成 30 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会及び第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について《資料 P.5~18》

議長から資料に基づき報告。

3. **2020 年度全国スポーツ少年団剣道交流大会及びバレーボール交流大会の開催地について《資料 P.19》**

前回 6 月の第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会開催の際に、坂本本部長及び富田活動開発部会長に一任となっていた標記交流大会の開催地について、剣道交流大会については「福島県」、バレーボール交流大会については「宮城県」での開催が正式決定したことを報告。

4. **日本スポーツ協会事業評価（上期）及び日本スポーツ協会推進方策 2018 の評価について《資料 P.20～50》**

平成 30 年度より、半期ごとに日本スポーツ協会が行う全事業の事業評価および中期事業計画であるスポーツ推進方策 2018 の進捗状況の評価を報告。

5. **日本スポーツ少年団役員（本部長及び副本部長）候補者の選定について《資料 P.51～54》**

日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則に則り、同選定委員会において候補者の選定を行った結果、本部長候補者に日本スポーツ協会副会長兼専務理事の泉正文氏、副本部長候補者に東日本から森島堅二氏（栃木県）、西日本から大西真知子氏（徳島県）、学識経験者として萩原美樹子氏（日本バスケットボール協会）が推薦されたことを報告。

6. **2019 年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について《資料なし》**

去る 6 月開催の第 2 回常任委員会および第 1 回委員総会にて坂本本部長に一任されていたことから、現在、日本スポーツ協会として各補助先・助成先に要望書を提出し、調整を図っているところであり、明年 1 月末から 2 月開催のブロック会議で改めて活動計画とともに説明することを報告。

7. **平成 30 年度日本スポーツ少年団登録状況（第 1 次集計）について《資料 P.55～56》**

11 月 5 日時点の速報値として、以下のとおり報告。（ ）内は平成 29 年度からの増減。

単位団	31,875 団 (298 団減)
指導者	189,830 名 (3,141 名減)
団員	674,656 名 (19,397 名減) ※未就学児は 4,524 名(38 名増)
役職員(市区町村)	13,885 名 (113 名減)
役職員(都道府県／日本)	1,093 名 (10 名増)
市区町村設置	1,748 市区町村 (6 増)

8. **平成 30 年度日本スポーツ少年団 6 月以降の諸活動の終了について《資料 P.57～60》**

第 1 回ジュニアスポーツフォーラムをはじめとする 6 月以降に実施した諸行事について、いずれも所期の目的を果たし、終了したことを報告。

また、8 月上旬に茨城県で開催した「第 56 回全国スポーツ少年大会」ならびに長崎県で開催した「第 40 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」の終了に伴い、「日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 4 項」に基づき、計 10 団体に対し、坂本本部長名にて感謝状を贈呈したことを報告。

9. **第 41 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第 16 回バレーボール交流大会の開催について《資料 P.61～71》**

各交流大会開催地である山口県及び大分県において第 1 回の実行委員会が開催され、大会実施要項等が承認されたことから、都道府県スポーツ少年団宛に実施要項を送付し、参加者の推薦依頼を行ったことを報告。

#### 10. 文部科学大臣表彰（生涯スポーツ功労者、社会教育功労者）について《資料 P.72～74》

文部科学省に対して、生涯スポーツ功労者として推薦した 10 名全員が功労者として決定し、10 月 5 日に表彰式が行われたことを報告。

また、単位スポーツ少年団 14 団及び町スポーツ少年団 2 団が生涯スポーツ優良団体として表彰された旨を併せて報告。

また、社会教育功労者については、日本スポーツ少年団常任委員で兵庫県スポーツ少年団副本部長の増岡貞彦氏を推薦した結果、文部科学省において、同功労者として決定し、11 月 2 日に表彰式が行われたことを報告。

#### 11. 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料 P.75～76》

各部会長、事務局から資料に基づき報告。

##### 【指導育成部会】

協議事項と同内容。

##### 【広報普及部会】

###### ・第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－について

広報普及部会所管項目の各担当部会員を決定し、第 1 年次の取組みのうち以下 3 点について進捗状況を確認した後、今後の取り進めについて協議。

###### ・メール配信の導入

###### ・市区町村スポーツ少年団と競技団体との連携状況の調査

###### ・広報活動全般に対する評価チェックシートの作成・配布

###### ・新たな地域スポーツ体制の創造に向けた実態調査

「スポーツ少年団と中学校運動部活動との連携」と「中高生の継続活動」の実態を明らかにするための調査を行うこととした。

###### ・今後の日本スポーツ少年団オリジナルグッズについて

オリジナルグッズを改定するうえで、団員、指導者、保護者等の育成母集団、役職員が必要とするグッズについて、調査することとした。

##### 【活動開発部会】

###### ・第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－について

ジュニア・リーダーの中学生以降の活動継続と各種事業への参加者数の増加に向けた情報収集を目的とした、ジュニア・リーダースクール参加者およびその保護者対象のアンケートについて協議。

###### ・全国競技別交流大会におけるチーム編成について

これまで本部会をはじめ常任委員会や委員総会等で、団員数の減少から現状の実施要項で定めるチーム編成が難しくなっているというご意見をいただいていたことを受け、今後、複数の市区町村もしくは単位団でのチーム編成を認めるかどうかについて協議。

###### ・日独交流について

## 1) 同時交流における障がい者の受入れ

ドイツスポーツユースから来年度、障がいのある団員を派遣したいという要望があったことを受け、今後の受入れについて協議しました。来年度以降、必要なサポートや受入地区の状況に鑑みながら個別対応し、前向きに検討することを確認。

## 2) 都道府県スポーツ少年団に対する 2020 年および 2022 年度以降に向けた同時交流意向調査

今年中に 2020 年度の同時交流の実施に関して、再調査を実施することについて協議。

## 【リーダー養成ワーキンググループ】

## ・平成 30 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて

平成 30 年度シニア・リーダースクールについては、台風の影響による日程短縮に伴い、不足したプログラム（運動適性テスト・スポーツ指導実践）の追加課題について検討。

また、スクーリングの終了に伴い、資格の認定に関する評価方法の確認を行うとともに、次年度のスクーリング内容における課題や改善点等について協議。

## ・平成 30 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

終了報告を行い、次年度の連絡会に向けて課題や改善点等について協議。

## 【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

日本スポーツ協会の HP にて掲載をしている ACP に関連したコンテンツについて、今後のコンテンツの作成内容や作業内容等を協議。

また、今年度の普及講習会、講師講習会および都道府県普及促進研修会の実施計画や内容について確認を行ったほか、来年度から実施を予定している、講師講習会修了生を対象としたブラッシュアップ研修会の内容について協議。

## 【運動適性テスト検討ワーキンググループ】

コンディショニングチェックシートの内容や総合評価の方法、新規テストの評価表の作成にあたりデータを提供いただいた団体に対するフィードバックの方法、新規テストのコンセプトや実施方法を取りまとめた副教材の内容について協議。

また、引き続き今後のデータ提供について協力を依頼。

## &lt;主な意見&gt;

- ・宗 像 委 員 : 軟式野球交流大会については特にチーム編成が難しい状況がみられてい  
(学識経験) るため、チーム編成条件の緩和について早急な対応をお願いしたい。
- ・富 田 委 員 : バレーボール交流大会については小学生バレーボール連盟から要望書を  
(学識経験) いただき、参加年齢や実施方法などを対応している。  
軟式野球交流大会についても引き続き検討したい。
- ・工 藤 委 員 : バレーボール交流大会については、条件を緩和した一方で、その条件を隠  
(学識経験) れ蓑にした市区町村選抜チームを編成する都道府県も見られる。  
今後、全国大会の実施形態が変わることによってそのようなチーム編成の抑止力になると思うが、現状の都道府県におけるチーム編成状況もふまえて検討していただきたい。
- ・富 田 委 員 : 以前から、市区町村選抜チームの編成は問題になっていた。引き続き検討  
(学識経験) していきたい。

## 12. スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について《資料 P.77》

スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、市区町村スポーツ少年団が処分を決定した事案について以下のとおり報告。

なお、本件以外にも、本会に設置している「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」へもスポーツ少年団における事案について相談が断続的に寄せられていることから、今後も、スポーツ少年団の活動現場からの暴力行為等の根絶に向け、各種事業等において啓発活動に取り組むことを確認。

事案	処分内容
埼玉県のミニバスケットボール指導者が、団員に暴力行為を行った。	活動停止（12 か月）
宮城県のバスケットボール指導者が、日常的に団員に暴力行為を行った。	登録取消し及び再登録禁止（12 か月）

## 13. ブロック報告について

特になし。

## 14. 提言「今後の地域スポーツ体制の在り方について—ジュニアスポーツを中心として—」《別添 2》

日本スポーツ協会総合企画委員会が取りまとめた提言であることを報告。あくまでも提言であり、各関係機関・団体等とも協議を重ねながら、今後の地域スポーツ体制を目指していくことを説明。

<主な意見>

- ・ 佐 藤 委 員 : 11 月発行の「Sport Japan」にて内容を拝見した。どこの委員会で決定された提言か。  
( 北 海 道 )
- ・ 事 務 局 : 本会総合企画委員会にて決定された。
- ・ 佐 藤 委 員 : 日本スポーツ協会の総合企画委員会において、日本スポーツ少年団で目指している指導者制度改定の方向性についてもこのように考えられているということは非常に有難いことである。「Sport Japan」にも分かりやすくイラスト付きで説明が掲載してあり、全国の指導者が目にしたとしたら、スポーツ少年団への理解が非常に高まるものではないかと思感した。
- ・ 住 谷 委 員 : 昨年度の常任委員会での中間報告及び本年 6 月の常任委員会での報告から、具体的な動きとして進展したことがあるのか。  
( 四 国 )
- ・ 事 務 局 : 具体的な事業としては進展していないが、広報普及部会の報告にもあったとおり、中高生の継続活動につながる要因調査を進め、第 10 次育成 6 か年計画の取組みとも併せて検討している。
- ・ 北 東 委 員 : この提言はどこまで情報が共有されているのか。  
( 北 信 越 )
- ・ 事 務 局 : 本会から都道府県体育・スポーツ協会に共有している。  
全国的に生徒数が減少しており子どものニーズに応じた部活動が実施できないという状況が学校でも問題になっており、地域全体でこの問題を解決していく必要がある。
- ・ 宗 像 委 員 : スポーツ少年団の登録人数が年々減少しているなか、どのような理由で団員が減少しているのかきちんと検証しなければいけないと思う。国の  
( 学 識 経 験 )



施策である総合型地域スポーツクラブですら進展していない場合も多く見受けられるなか、地域スポーツクラブの在り方を考える必要がある。また、競技団体との連携も含めて考えていかないと提言が進まないと感じる。単なる少子化の影響ではなく、子どものスポーツ離れという状況をどのように歯止めしていくか、様々な形で提言していく方が良いと思う。

- ・ 富田委員：資料の図の外側には民間のスポーツクラブやユースチーム・ジュニアチームなどの環境が存在する。さらに、全く運動をしない子ども達が数多くおり、その子どもたちも図の外側に存在する。そのような状況の中、学校部活動に一番近いところで子ども達を見ることができる人たちが地域にいるのではないかと考えた内容である。図の外側にいる子どもたちにもスポーツに参加してもらえよう地域スポーツクラブを目指したいということも、今回の提言の目的の一つである。

#### 15. スポーツ少年団名称変更の検討について《資料なし》

平成 31 年 1~2 月に行われるブロック会議において、名称変更に向けたスケジュールの提示をし、そこでの意見を踏まえ、第 4 回常任委員会、第 2 回委員総会で具体的な取り進めについて提示ができるように検討していくことを報告。

#### 16. 次期日本スポーツ少年団役員等改選スケジュールについて《資料 P.78》

事務局から資料に基づき報告。

#### 17. 今後のスポーツ少年団の会議日程について《資料 P.79》

事務局から資料に基づき、第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会の日程を改めて確認。

また、来年度（2019 年度）の会議日程について、現時点の候補日を報告。

- ・平成 30 年度第 4 回常任委員会…2019 年 3 月 1 日（金）
- ・平成 30 年度第 2 回委員総会…2019 年 3 月 2 日（土）
- ・2019 年度第 1 回常任委員会…2019 年 4 月 16, 18, 19 日 ※いずれかの日程
- ・2019 年度第 2 回常任委員会…2019 年 6 月 1 日（土）
- ・2019 年度第 1 回委員総会…2019 年 6 月 2 日（日）

上記報告事項について、いずれも了承。

以上、15 時 00 分終了。